

## 高等学校等就学支援金を受給していない世帯の皆様へ

令和6年度より、奈良県立高校へ通う子どもがおられる多子世帯への授業料軽減制度が始まりました。

### 制度概要

- 国の就学支援金が、世帯収入の目安910万円以上で不認定となり、**授業料を負担されている多子世帯の方**を対象に、**年間最大59,400円※の授業料を軽減**します。

※ 軽減額は、対象要件を満たしている月の**合計月数で決定**します。

59,400円は年間全ての月（4月から翌年3月）で要件を満たしている場合の軽減額となります。



### 対象要件

- **基準日(毎月1日時点)**において、原則、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 所得基準を超えており、国の就学支援金が不認定となった世帯
- ② 奈良県内に保護者等が在住し、子どもが奈良県内の公立高校に通う世帯
- ③ 23歳未満の子を3人以上、扶養する世帯

### 申請時期

- 現在、申請を受け付けていますので、申請を希望されるご家庭は**12月12日(木)まで**に次の書類を添えて学校に提出してください。

- ① 授業料軽減申請書（様式1）
- ② 多子世帯申出書（様式2）
- ③ 住民票 等

※様式や記入例は学校で配布していますので、学校事務室までご連絡下さい。

奈良県学校支援課 授業料軽減 県立

申請の詳細は、学校の事務室にお問い合わせください。